

2 容器包装に該当するか否かの具体的な判断の目安

判断の基準		対象	具体例等	
容器や包装か	容器でも包装でもないもの（物を入れても包んでもいないもの）	×	・ラベル、ステッカー、シール、テープ類 ・飲料パックのストロー ・弁当のスプーン、割り箸	
	商品の付属品（商品の一部と解される）の容器や包装		・飲料パックのストローの袋 ・弁当のスプーンの袋、割り箸の袋	
商品の容器や包装か	商品以外の物に付された容器包装	×	・ビール券や商品券等の袋又は箱	
	役務の提供に伴う容器包装	×	・クリーニングの袋、宅配便の容器や包装	
中身の商品と分離した場合に不要になるものか	通常の使用において中身の商品と分離して不要とはならないもの	持ち運びに支障を来たすもの	×	・楽器、カメラ、コンパクトディスク等のケース ・飲料等を保管・運搬するためのP箱
		保管時の安全や品質保持等に支障を来たすもの	×	・書籍の外カバー ・着物ケース ・ネックレス等の貴金属の保管用ケース
		商品そのものの一部であるもの	×	・紅茶等のティーバック ・薬用酒等に添付されている計量カップ
	通常の使用において中身の商品と分離して不要となるもの		・靴の空箱 ・家電製品等の空箱	
	商品が費消された場合不要となるもの		・ポケットティッシュの個袋 ・プリン等のマルチパック	
社会通念上、容器包装であるとのおおむね判断可能か	容器の栓、ふた、キャップ等		・ペットボトルのキャップ、贈答用紙箱の上ぶた	
	中仕切り、台紙等は、その使われ方が様々であり、使用形態により、個別具体的に判断		・商品の保護又は固定のために使用されていると考えられるもの 例：贈答用箱中の台紙、中仕切り	
			・ふた、トレーに準ずる容器包装 例：バター等の表面を覆った紙製フィルム	
		×	・容器包装と物理的に分離されて使用されており、必ずしも当該容器包装と一体となって物を入れ、又は包んでいると考えにくいもの 例：にぎり寿司の中仕切り（緑色のプラスチック製フィルム）	
	発泡スチロール製及び紙製の緩衝材等は、使用形態により、個別具体的に判断			・商品を保護又は固定するために加工されているもの
				・立方体状、板状であって、商品を保護又は固定するために段ボール箱等と一体として使用され、容器の形状を構成しているもの
		×	・比較的小型なものが、多数段ボール箱等に詰められることにより、商品との空間を埋めているもの	
			・シート状であって、商品全体を包むのに要する最低面積の1/2を超えているもの	
		・果実等に使用されているネット状のもの		

：対象となるもの、×：対象とならないもの